

子育て応援臨時給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために多賀城市から一時金を支給します！

◆平成16年4月2日から令和5年3月31日までに生まれた方が給付対象です◆

1. 給付額

対象児童1人につき **15,000円**

2. 給付の時期

令和4年12月下旬 から順次給付

3. 給付対象者

◆基準日:令和4年11月1日

基準日時点で多賀城市に住民登録がある、または基準日以降令和5年3月31日までに多賀城市に転入した方

4. 申請方法

令和4年11月分～令和5年2月分いずれかの児童手当・特例給付を
多賀城市から受給していますか

※所得上限超過により、多賀城市より児童手当却下(消滅)通知が送付された方は
「はい」を選択してください

はい

いいえ

受給していない理由は次のどれですか

多賀城市以外から
児童手当等を受給
(公務員等)

高校生等
(平成16年4月2日～
平成19年4月1生まれ)
のみの養育者

令和5年2月1日以降に
多賀城市に転入
または出生

申請不要です

多賀城市から児童手当登録銀行
口座等へ振込み

※所得上限超過者で、多賀城市で一度も
児童手当の申請をしていない方は、
申請が必要です



申請はお早めに！

申請が必要です

◆申請先
多賀城市子ども政策課子ども政策係に
郵送または直接提出

◆申請締切
令和5年4月14日 (必着)

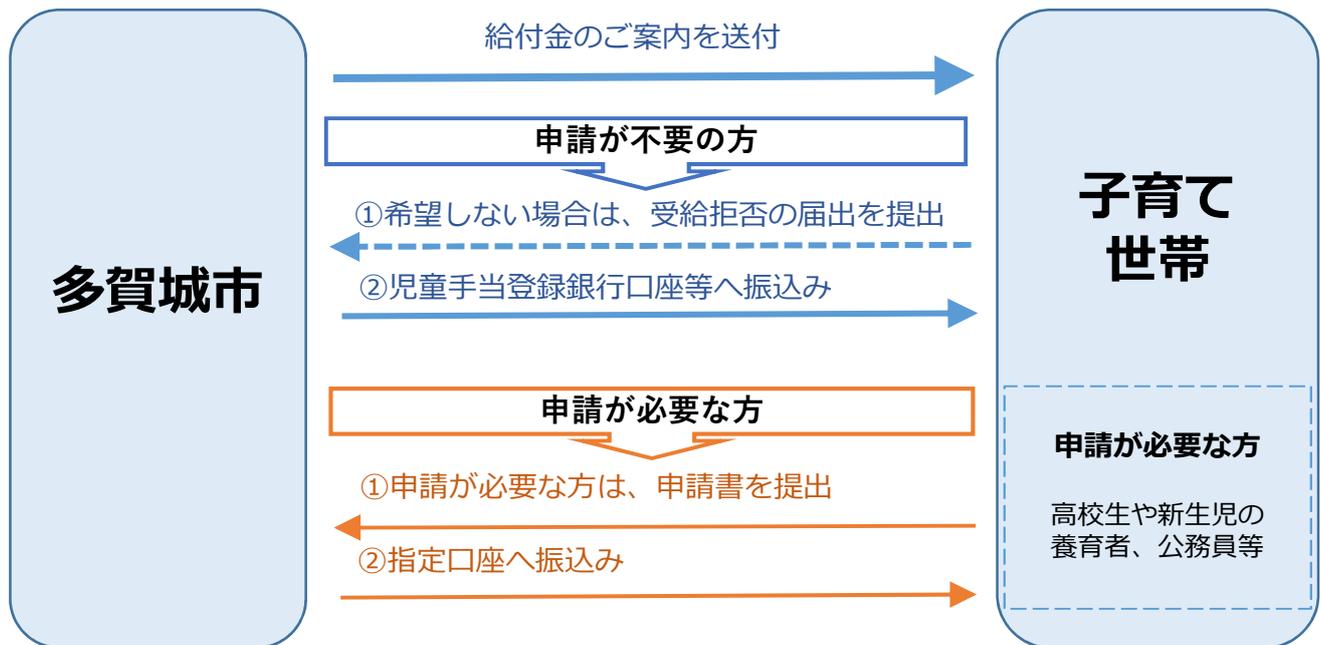
※申請書は市公式
ホームページから
ダウンロードできます



市公式HP▲

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. 給付の流れ



Q & A

Q. 所得制限はありますか？

A. 所得による制限はありません。対象児童を養育する方は、皆さん給付対象となります。

Q. 基準日以降に転出した場合、給付金は給付されますか？

A. 基準日（令和4年11月1日）時点で多賀城市に住所がある場合は、給付の対象となります。
なお、高校生のみ養育している場合や公務員の場合は申請が必要ですので、期限までに忘れずに申請してください。

Q. 中学生と高校生の子どもがいて、多賀城市から児童手当を受けています。申請は必要ですか？

A. 多賀城市から児童手当を受給している児童がいる場合、高校生等のお子さん分の申請は不要です。

Q. 父が単身赴任により、他市町村で児童手当を受けています。母と子は多賀城市に住民登録がありますが、給付金は給付されますか？

A. 対象児童を養育している方が多賀城市にお住まいの場合、給付対象となります。この場合、母が児童を養育している実態があれば、給付対象となります。

※ その他DV被害により子どもとともに避難している場合や、離婚協議中により給付金が実際に監護養育している者に給付されない場合は、子ども政策課にご連絡ください。

詳しくは **市公式ホームページ** を
ご覧ください

子育て世帯への各種給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに多賀城市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察にご連絡ください。